

【案】

令和6年(2024年) 月 日

佐久市教育委員会
教育長 吉岡道明様

学校給食浅科センター
運営委員会会長 佐藤元昭

学校給食費の改定について（答申）

佐久市学校給食センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第19号）第15条及び第16条第1号の規定に基づき、令和5年10月17日に貴職から諮問を受けた学校給食費の改定について、本委員会は慎重な検討を重ね審議した結果、下記のとおり答申します。

記

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

物価高騰が続く中においても、学校給食摂取基準を満たし、安全安心で多様な食材を適切に組み合わせた献立により、児童生徒が成長期に必要な栄養素を確保するための質や量を維持していく必要があります。

また、本委員会においては、令和6年4月1日以降の学校給食費の保護者負担額を審議するものではなく、あくまでも適正な給食費の額を審議するものと考えます。

このことを踏まえ、本委員会において活発な議論を尽くした結果、一食当たりの単価を別紙のとおり改定することが妥当であると判断しました。

なお、答申にあたり附帯意見として、市の負担軽減措置（激変緩和措置）の確実なる実行を強く要望いたします。

以上

【別紙】

1 学校給食費の改定

令和6年4月1日以降適用分の学校給食費 (1食当たり)

区分	現行	増額	合計額	改定率
小学校	270円	+40円	310円	+14.8%
中学校	310円	+40円	350円	+12.9%

2 答申の考え方

現在の学校給食費は、平成26年(2014年)4月に現行の額に改定して以来、10年間にわたり据え置いており、その間、基本食材である牛乳、パン、ソフト麺等の価格の上昇もある中で、献立や食材調達等を工夫し、副菜費等を圧縮させることで、現在の給食の質、量等を維持してきた。

昨今の物価高騰等の影響により、全国消費者物価指数においては、今もなお物価の上昇が留まることがなく、先行き不安な状況下にある。

今後、栄養教諭や調理員等の努力、工夫に頼るだけでは、サービスの維持はもとより、国が示す学校給食摂取基準の栄養価の確保も難しい状況となりつつあると理解した。

こうした状況を総合的に勘案し、安全安心で多様な食材を適切に組み合わせて立案された献立を調理し、児童・生徒が成長期に必要な栄養素を確保するための質や量を維持できる学校給食を提供するためには、現行の給食費1食当たり一律40円引き上げることが妥当であると考えます。

なお、当該委員会においては、学校給食費の保護者負担額を審議するものではなく、あくまでも適正な給食費の額を審議するものと捉えているが、改定案で示された市の政策についても今回の改定に必要不可欠であることから、「市の負担軽減措置(激変緩和措置)の確実なる実行を強く要望する」旨も意見として付するものである。

3 審議の経過

本委員会は、佐久市学校給食センター条例施行規則(平成17年教育委員会規則第19号)の規定に基づき設置された諮問機関である。

令和5年(2023年)10月17日付け佐久市教育長から学校給食費の改定についての諮問があり、併せて、各センター運営委員会代表者による「学校給食費検討会議」において概要の説明があった。

その後、以下のとおり2回の委員会において協議を経て答申に至ったものである。

区分	開催日等	内容
諮問	令和5年10月17日(火)	・佐久市教育長より諮問
学校給食費	令和5年10月17日(火)	・概要説明

検討会議		・意見・質問
運営委員会 (第2回)	令和5年11月28日(火)	・学校給食費の改定(案)について ・改定(案)に係る意見・質問
保護者等への 周知	令和5年12月	・保護者(来年度新入生保護者含む)、関係者に対しての概要説明並びに意見質問等の集約
運営委員会 (第3回)	令和6年1月22日(月)	・改定(案)に係る意見・質問に対する回答 ・学校給食費の答申(案)について ・答申について
答申	令和6年 月 日()	・佐久市教育長への答申

※第1回運営委員会は年度始めに年間計画、予算等についての審議を行っている。

佐久市学校給食浅科センター運営委員会委員名簿

役員	氏名	職名等	備考
会長	佐藤 元昭	浅科中学校長	
副会長	前田 幸江	浅科小学校PTA会長	
監事	熊井 恵子	浅科小学校長	
監事	成澤 智美	浅科中学校PTA会長	
委員	寺岡 史人	学校医代表	
委員	小松富美男	学校薬剤師代表	
委員	佐々木和弘	学校教育部長	